

平成 27 年度金沢大学環日本海域環境研究センター全国共同利用研究公募要領
(第 2 次募集分)

金沢大学環日本海域環境研究センター（以下「センター」という。）は、平成 27 年 4 月に研究領域を 4 領域（大気環境、海洋環境、陸域環境、統合環境）に改組し、従来にも増して環日本海域の環境汚染や環境変動に焦点を合わせ、その機序解明と対策に視点を置いた基礎的並びに応用的研究を推進します。

この度、平成 27 年度に実施する研究課題を下記のとおり公募します。

記

1) 公募研究課題

本共同利用研究は、全国の研究者にセンターの施設・設備を提供し、環日本海域に関連する基礎的研究、及び応用的研究を募集します。対象は、次のいずれかに関連する研究とします。

- a) 環境汚染や環境変化の検知とその要因に関する研究
- b) 環境変化が健康に及ぼす影響に関する研究
- c) 生態系と人間社会の共生に関する研究
- d) 地域環境の将来予測に関する研究
- e) 持続可能な社会創成に関する研究

2) 共同研究の形態

(a) 一般共同研究 4 件程度 (20-30 万円/1 件)

旅費・滞在費・消耗品費

(b) 若手研究者育成共同研究 2 件程度 (20-30 万円/1 件)

旅費・滞在費・消耗品費

※若手研究者育成共同研究は、申請者が博士後期課程学生である必要があります。

また、事前に指導教員の了承を得てから申請ください。

各研究課題には、必ず本センター教員 1 名以上が研究分担者であることが必要です。

3)利用施設・設備

センター施設・設備のうち利用可能な設備は、センターウェブページの主要設備一覧

<http://k-inet.w3.kanazawa-u.ac.jp/inet/index.html>

(金沢大学環日本海域環境研究センターホームページトップ→全国共同利用→共同利用
設備一覧)

を参照してください。

施設・設備の利用においては、この点に留意されると共に、詳細については「金沢大学環日本海域環境研究センター全国共同利用研究の手引き」及び金沢大学環日本海域環境研究センター長（以下「センター長」という。）の指示に従ってください。

4)研究実施期間

平成28年1月から平成28年3月31日までの期間です。

5)応募資格

- a) 大学及び学術研究機関に属する研究者若しくは博士後期課程学生
- b) センター長が適当と認めた者

※ 博士後期課程学生は「若手研究者育成共同研究」にのみ申請者として応募できます。

※ 共同研究期間終了後2年以内に共同研究により得られた成果を学術専門誌等に発表（若しくは投稿）することを応募の条件とします。（詳細は「12) 成果報告」を参照ください。）

6)応募方法

申請に当たっては、センター教員と十分な打合せを行った上で、様式1により平成27年度全国共同利用研究申請書・実施計画書（以下「申請書」という。）を作成・提出してください。

申請書の作成に当たっては、科学研究費助成事業の応募書類作成に準じて焦点を絞り具体的かつ明確に記載するようしてください。

申請書はE-mailにて下記アドレスに提出してください。E-mailの題名は「共同利用研究申請」としてください。

【提出先】

〒920-1192 石川県金沢市角間町
金沢大学環日本海域環境研究センター全国共同利用事務局
(理工系事務部会計課研究協力係)
Tel: 076-234-6861・6862・6863
E-mail: k-inet.jurc@adm.kanazawa-u.ac.jp
なお、採択された場合には、所属長の承諾書を提出いただくこととなりますので
ご留意願います。

(注) 法令等の遵守の義務について

採取に際し、法令等の遵守が義務づけられている試料に関しては、その遵守の該当の有無を申請書の「法令等の遵守の義務」欄にご記入ください。「法令等の遵守の義務」が該当する試料については、共同研究開始までに必要な許可等を得てください。

具体例としては、

ワシントン条約において規制されている動植物、加工製品等（サンゴやシャ

コ貝、象牙など）

〈関係 URL〉

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_about.htm

7) 申請書提出期限

申請書の締切は、下記のとおりとします（期限厳守）。【様式 1】

平成27年12月 8日（火）

ただし、センター長が学術的に重要かつ緊急性があると認めるものに対しては、
隨時、申請書の提出を受け付けます。この場合、原則として利用希望開始日の1ヶ月
前までに申請書を提出してください。【様式 1】

8) 採否の決定等

金沢大学環日本海域環境研究センター共同利用・共同研究拠点専門委員会における審議を経て、センター長が採否を決定し、各応募者に E-mail で通知します。なお、採択された場合、研究者の方々には「金沢大学環日本海域環境研究センター共同研究員」として委嘱いたします。

平成 27 年 8 月下旬予定

〔随時受付〕申請書を受理してから約 3 週間後程度

採択者は、採択通知受領後、誓約書及び所属長の承諾書を速やかに提出してください。

採択者は、センター教員と連絡調整の上、センターの施設・設備の利用日時を確定してください。なお、諸事情により利用期間内にセンターの施設・設備を利用できないことが確定した場合には、その旨を文書（利用できない理由も含め）で事務局までお申し出ください。

なお、採択番号・課題名・申請者氏名・所属（職名）については、センターのウェブページに掲載させていただきます。掲載を望まない事項がある場合は、事務局までお申し出ください。

9) 申請内容の変更

採択後、センター利用者の追加・変更を含め申請書の内容を一部変更しようとする場合には、利用前に速やかにセンター教員に相談の上、変更申請書を事務局まで提出してください（なお、内容によっては変更が認められない場合があります）。

研究代表者の所属機関・部局が変更となった場合は、事務局まで連絡のうえ、誓約書及び所属長の承諾書を再提出ください。職名の変更等の軽微な変更については、誓約書及び所属長の承諾書を再提出は不要です。

10) 経費負担

研究に必要な消耗品費の一部は共同研究費から支弁するが、原則として利用者負担とします。

旅費を申請できる用務先は、原則として本センター及び本センターの関連施設に限ります。

センターが主催するシンポジウム等で、研究成果の発表をしていただくことがあります、その際には発表者に対して旅費の支援を行います。

11) 知的財産権の取扱

原則として、利用者の所属する機関の発明等に関する規程により、利用者又は利用者の所属する機関に帰属することとなります。ただし、本学研究者等の知的貢献が認められる場合における当該発明等の取扱については、本学と別途協議する必要があるため、金沢大学職務発明等取扱規程第2条第7号及び第9号に規定する発明等が生じた又は生じる可能性がある場合には、速やかに事務局にお申し出ください。また、利用者の所属する機関等が単独で出願等の手続きを行おうとする場合には、当該発明等に係る知的財産権出願等の前に、あらかじめ事務局にお申し出ください。

注) 金沢大学職務発明等取扱規程第2条第7号及び第9号に規定する「発明等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・特許権の対象となるものについては発明
- ・実用新案権の対象となるものについては考案
- ・意匠権の対象となるものについては創作
- ・品種登録にかかる権利の対象となるものについては育成
- ・プログラムの著作物にあっては、本学の発意に基づき本学の業務に従事する教職員等が職務上作成するものを、データベースの著作物にあっては、本学の発意に基づき本学の業務に従事する教職員等が職務上作成するもので本学が自己の著作の名義の下に公表するものを、回路配置にあっては、本学の業務に従事する者が職務上創作をしたもののは職務著作

12) 成果報告

申請者は、様式2により全国共同利用研究利用成果報告書を平成28年4月28日（木）までに作成・提出してください。提出された全国共同利用研究成果報告書の内容は、センターの報告書（年報）及びウェブページに掲載されます。なお、センターが主催するシンポジウム等で研究成果の発表をしていただくことがあります。

また採択者は、共同研究期間終了後2年以内にその成果を学術専門誌等に発表（若しくは投稿）してください。止むを得ず発表できない場合は、その理由と猶予期間を事務局まで届け出ください。なお、センターとの共同利用研究に基づく研究であることを次のように付記していただくと共に、論文・報告等の別刷りまたは写しをセンターに2部提出していただきます。当該論文の著者・所属・共著者・論文タイトル・掲載誌名巻号・該当課題番号等は、センターのウェブページに掲載されます。

和文：本研究は金沢大学環日本海域環境研究センター共同利用研究（採択番号）のもとで実施されました。

英文： This study was performed under the cooperative research program of Institute of Nature and Environmental Technology, Kanazawa University
<Accept No. >.